

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画南中丸山崎地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|---|------------------|--|
| 名 称 | 南中丸山崎地区地区計画 | |
| 位 置 | さいたま市見沼区大字南中丸の一部 | |
| 面 積 | 約 2 . 5 h a | |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、ＪＲ大宮駅の東約 3.4 k m、東武野田線大和田駅の南約 1.6 k mに位置し、土地区画整理事業により、計画的な基盤整備が行われ、良好な住宅市街地の形成と緑豊かな街並みの形成が図られる地区である。</p> <p>そのため、整備効果が活かされるように、本計画により適切な規制・誘導を行い、魅力ある快適な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>本地区は、住宅地と農地が調和する良好な低層住宅地として土地利用を図ることとする。</p> |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>地区施設は、土地区画整理事業により整備された道路・公園等の機能及び環境が損なわれないよう維持・保全を図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>土地利用の方針に沿った良好な居住環境の形成を図るため、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>また、良好な街並み景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|--|
| 地 区 整 備 計 画 事 項 | 建 築 物 等 に 関 す る | 建築物の敷地面積 の最低限度 | 165㎡ ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は適用しないものとする。 |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとす る。 |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面する側の垣又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。 ただし、門柱・門扉等はこの限りでない。 生垣 景観上・防災上に配慮した材料で造られたもので、地盤面からの高さが1.5m以下のもの |

理由 平成15年4月1日にさいたま市が政令指定都市に移行したことから、位置の表記等について変更を行うものである。